

教育委員会（第7回）定例会

令和7年7月24日（木）
13時00分～14時30分

次 第

1 開会

2 議案

- 第26号議案 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱の臨時代理について
- 第27号議案 久留米市いじめ等防止対策委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について
- 第28号議案 久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱の臨時代理について **非公開**
- 第29号議案 久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱について **非公開**
- 第30号議案 久留米市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第31号議案 久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について
- 第32号議案 久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について
- 第33号議案 久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について
- 第34号議案 久留米市社会教育委員の任命又は委嘱の臨時代理について
- 第35号議案 久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命又は委嘱について
- 第36号議案 久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 第37号議案 久留米市立図書館協議会委員の任命について
- 第38号議案 令和8年度使用久留米市立特別支援学校高等部及び久留米市立高等学校教科用図書の採択について **非公開**

3 協議事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（令和6年度分）（案）について

4 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) I C Tの活用による児童生徒・保護者への情報発信等について
- (3) 久留米商業高等学校における奨学金について 非公開

5 その他

6 今後のスケジュール

7 閉会

第 2 6 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、その後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
知識経験者	いしい しゅんいち 石井 俊一	久留米市議会	
〃	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会	
市立小中学校の父母 教師会の役員	かとう ひろし 加藤 拓	久留米市立大城小学校PTA	
〃	ともだ あつし 友田 篤史	久留米市立良山中学校PTA	令和7年7月1日 から 令和8年11月30日 まで
市立小中学校の校長	しんたに さちお 新谷 祥生	久留米市立三瀬中学校	
市立小中学校の教職員	まつもと あやこ 松本 理子	久留米市立金丸小学校	
久留米市の職員	ばば ますみ 馬場 真澄	子ども未来部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

※は新委員

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属	氏名	所属
知識経験者	やました 山下 尚	久留米市議会	やました 山下 尚	久留米市議会
〃	やまさき 山崎 ケブン	〃	※ いしい 石井 俊一	〃
〃	たずみ 田住 和也	〃	たずみ 田住 和也	〃
〃	ながの 長野 哲	〃	※ さとう 佐藤 晶二	〃
〃	あきなが 秋永 峰子	〃	あきなが 秋永 峰子	〃
〃	なわさき 繩崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク	なわさき 繩崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク
〃	しみず 清水 啓介	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	しみず 清水 啓介	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校 の父母教師会 の役員	ばば 馬場 量経	久留米市立金島小学校 PTA	※ かとう 加藤 拓	久留米市立大城小学校 父母教師会
〃	ないとう 内藤 申泰	久留米市立良山中学校 PTA	※ ともだ 友田 篤史	久留米市立良山中学校 PTA
市立小中学校 の校長	こが 舌賀 佳緒里	久留米市立京町小学校	こが 舌賀 佳緒里	久留米市立京町小学校
〃	たけした 武下 秀華	久留米市立高良内小学校	たけした 武下 秀華	久留米市立高良内小学校
〃	あらき 荒木 修	久留米市立荒木中学校	※ しんたに 新谷 祥生	久留米市立三瀬中学校
市立小中学校 の教職員	ひぐち 樋口 由香	久留米市立北野中学校	※ まつもと 松本 理子	久留米市立金丸小学校
市の職員	はた 秦 美樹	協働推進部	はた 秦 美樹	協働推進部
〃	とよふく 豊福 由紀子	子ども未来部	※ ばば 馬場 真澄	子ども未来部

15人／委員数

15人／委員数

[新委員任期]

令和7年7月1日から令和8年11月30日

[委員任期]

令和6年12月1日から令和8年11月30日（2年間）

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則（抜粋）

昭和 40 年 10 月 21 日
久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（平 8 教規則 5・一部改正）

（委員）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

（平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正）

（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

（平 8 教規則 5・一部改正）

## 第 27 号議案

久留米市いじめ等防止対策委員会委員の任命又は委嘱の  
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和 5 年久留米市教育委員会規則第 8 号）第 4 条の規定に基づき、久留米市いじめ等防止対策委員会委員を任命し、又は委嘱しようとするものであるが、各職能団体の推薦に時間を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 号の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市いじめ等防止対策委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第8号）第4条の

規定により、下記の者を久留米市いじめ等防止対策委員会委員を任命し、又は委嘱する。

記

| 区分      | 氏名                 | 所属           | 任期                                |
|---------|--------------------|--------------|-----------------------------------|
| 弁護士     | 橋山 吉統<br>はしやま よしのり | 福岡県弁護士会      | 令和7年7月1日<br>から<br>令和9年6月30日<br>まで |
|         | 荻原 知明<br>おぎはら ともあき | 福岡県弁護士会      |                                   |
| 学識経験者   | 河内 祥子<br>かわち しょうこ  | 福岡教育大学       |                                   |
| 精神保健福祉士 | 梅津 和子<br>うめづ かずこ   | 福岡県精神保健福祉士協会 |                                   |
| 臨床心理士   | 中島 良<br>なかしま りょう   | 福岡県臨床心理士会    |                                   |

久留米市いじめ等防止対策委員会 新旧対照表

※は新委員

| 区分          | 旧名簿                  |            | 新名簿                 |            |
|-------------|----------------------|------------|---------------------|------------|
|             | 氏名                   | 所属         | 氏名                  | 所属         |
| 弁護士         | 橋山 吉統<br>はしやま よしのり   | 福岡県弁護士会    | 橋山 吉統<br>はしやま よしのり  | 福岡県弁護士会    |
|             | 荻原 知明<br>おぎはら ともあき   | 福岡県弁護士会    | 荻原 知明<br>おぎはら ともあき  | 福岡県弁護士会    |
| 学識経験者       | 植村 善太郎<br>うえむら ぜんたろう | 福岡教育大学     | ※ 河内 祥子<br>かわち しょうこ | 福岡教育大学     |
| 精神保健<br>福祉士 | 梅津 和子<br>うめつ かずこ     | 福岡県精神保健福祉士 | 梅津 和子<br>うめつ かずこ    | 福岡県精神保健福祉士 |
| 臨床心理士       | 中島 良<br>なかしま りょう     | 福岡県臨床心理士会  | 中島 良<br>なかしま りょう    | 福岡県臨床心理士会  |

## ○久留米市いじめ等防止対策委員会規則

令和5年3月31日  
久留米市教育委員会規則第8号

~~~~~

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、重大事態の調査をするため、必要があるときは、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

(委員)

- 第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
 - (2) 学識経験者
 - (3) 精神保健福祉士
 - (4) 公認心理師又は臨床心理士
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 重大事態に関する調査等を行うに当たって、委員が当該事案の関係者と利害関係を有する場合等については、当該委員に代えて前条第2項の規定により臨時委員を委嘱し、又は任命するものとする。

第 3 0 号議案

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について
 久留米市教育支援委員会規則（平成17年久留米市教育委員会規則
 第5号）第4条の規定により、下記の者を久留米市教育支援委員会委
 員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
4条(1)に該当する学識経験者	おづ そうたろう 小津 草太郎	久留米大学	
	たけお ゆうた 竹尾 雄太	福岡教育大学	
	くにさき ちえ 國崎 千絵	西南学院大学付属 臨床心理センター	
	たなか くみこ 田中 久美子	久留米市幼児教育研究所	
4条(2)に該当する医師	いえむら あきこ 家村 明子	久留米市幼児教育研究所	
	かわの けいこ 河野 敬子	久留米大学医学部小児科	
	こいけ たかよし 小池 敬義	久留米大学医学部小児科	
	いしい たかひろ 石井 隆大	久留米大学医学部小児科	
	はら むねつぐ 原 宗嗣	久留米大学医学部小児科	
	ほりかわ みづほ 堀川 瑞穂	久留米医師会（小児科）	令和7年9月1日 から
	よしじま ひでかず 吉島 秀和	久留米医師会（精神神経科）	令和8年8月31日 まで
	きむら よしのり 木村 義則	久留米医師会（精神神経科）	
	ひろた すすむ 広田 進	久留米医師会（精神神経科）	
4条(3)に該当する学校関係職員	はらだ としお 原田 敏男	久留米特別支援学校	
	かねこ ひろき ※金子 尋紀	久留米市立高牟礼中学校	
	そのき せいこ 園木 聖子	久留米市立田主丸小学校	
	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市立犬塚小学校	
	いでのりお 井手 則男	久留米市立南薰小学校	

	たたの ともこ 多々野 智子	久留米市立安武小学校
	たにざき わいちらう ※ 谷崎 和一郎	久留米市立西牟田小学校
	のむら きよか ※ 野村 喜代香	久留米市立善導寺小学校
	くま みつえ 隈 美津恵	久留米市立大橋小学校
	うしじま ゆうすけ 牛嶋 裕介	久留米市立山川小学校
	なかみぞ なおみ 中溝 直美	久留米市立城南中学校
	こが ともこ 古賀 知子	久留米特別支援学校
	うちやま こうじ ※ 内山 耕次	久留米市立明星中学校
	のぐち まゆみ 野口 真由美	久留米市立東国分小学校
	すえやす さとみ 末安 里美	久留米市立安武小学校
	おおつか まりこ 大塚 真理子	久留米市立善導寺小学校
	まつもと ゆきこ 松本 由樹子	久留米市立金丸小学校
	さとう あかね ※ 佐藤 茜	久留米市立南薰小学校
	かわしま あきひろ ※ 川島 明浩	久留米市立東国分小学校
	ささぶち さおり 笹渕 佐織	久留米市立大善寺小学校
4条(3)に該当する その他教育委員会が 必要と認める者	こばやし はるこ 小林 晴子	こども子育てサポートセン ター
	おおつ かおる 大津 香	こども子育てサポートセン ター

※は本年度改選した委員

久留米市教育支援委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属	氏名	所属
4条(1)に該当する学識経験者	おづ そうたろう 小津 草太郎	久留米大学	おづ そうたろう 小津 草太郎	久留米大学
	たけお ゆうた 竹尾 雄太	福岡教育大学	たけお ゆうた 竹尾 雄太	福岡教育大学
	くにさき ちえ 國崎 千絵	西南学院大学付属 臨床心理センター	くにさき ちえ 國崎 千絵	西南学院大学付属 臨床心理センター
	たなか くみこ 田中 久美子	久留米市幼児教育研究所	たなか くみこ 田中 久美子	久留米市幼児教育研究所
4条(2)に該当する医師	いえむら あきこ 家村 明子	久留米市幼児教育研究所	いえむら あきこ 家村 明子	久留米市幼児教育研究所
	かわの けいこ 河野 敬子	久留米大学医学部小児科	かわの けいこ 河野 敬子	久留米大学医学部小児科
	こいけ たかよし 小池 敬義	久留米大学医学部小児科	こいけ たかよし 小池 敬義	久留米大学医学部小児科
	いしい たかひろ 石井 隆大	久留米大学医学部小児科	いしい たかひろ 石井 隆大	久留米大学医学部小児科
	はら むねつぐ 原 宗嗣	久留米大学医学部小児科	はら むねつぐ 原 宗嗣	久留米大学医学部小児科
	ほりかわ みづほ 堀川 瑞穂	久留米医師会 (小児科)	ほりかわ みづほ 堀川 瑞穂	久留米医師会 (小児科)
	よしじま ひでかず 吉島 秀和	久留米医師会 (精神神経科)	よしじま ひでかず 吉島 秀和	久留米医師会 (精神神経科)
	きむら よしのり 木村 義則	久留米医師会 (精神神経科)	きむら よしのり 木村 義則	久留米医師会 (精神神経科)
	ひろた すずむ 広田 進	久留米医師会 (精神神経科)	ひろた すずむ 広田 進	久留米医師会 (精神神経科)
4条(3)に該当する学校関係職員	はらだ としお 原田 敏男	久留米特別支援学校	はらだ としお 原田 敏男	久留米特別支援学校
	まつもと りょういち 松本 良一	久留米市立御井小学校	かねこ ひろき ※金子 尋紀	久留米市立高牟礼中学校
	そのき せいこ 園木 聖子	久留米市立船越小学校	そのき せいこ 園木 聖子	久留米市立田主丸小学校
	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市立小森野小学校	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市立犬塚小学校
	い で のりお 井手 則男	久留米市立長門石小学校	い で のりお 井手 則男	久留米市立南薰小学校

	たたの ともこ 多々野 智子	久留米市立南薰小学校	たたの ともこ 多々野 智子	久留米市立安武小学校
	ひらつか じゅんや 平塚 淳也	久留米市立高牟礼中学校	たにざき わいちらう ※谷崎 和一郎	久留米市立西牟田小学校
	おおつる ひろこ 大鶴 浩子	久留米市立明星中学校	のむら きよか ※野村 喜代香	久留米市立善導寺小学校
	くま みつえ 隈 美津恵	久留米市立大橋小学校	くま みつえ 隈 美津恵	久留米市立大橋小学校
	うしじま ゆうすけ 牛嶋 裕介	久留米市立篠山小学校	うしじま ゆうすけ 牛嶋 裕介	久留米市立山川小学校
	なかみぞ なおみ 中溝 直美	久留米市立城南中学校	なかみぞ なおみ 中溝 直美	久留米市立城南中学校
	こが ともこ 古賀 知子	久留米特別支援学校	こが ともこ 古賀 知子	久留米特別支援学校
	まるやま じゅんこ 丸山 順子	久留米市立青峰小学校	うちやま こうじ ※内山 耕次	久留米市立明星中学校
	のぐち まゆみ 野口 真由美	久留米市立青峰小学校	のぐち まゆみ 野口 真由美	久留米市立東国分小学校
	すえやす さとみ 末安 里美	久留米市立安武小学校	すえやす さとみ 末安 里美	久留米市立安武小学校
	おおつか まりこ 大塚 真理子	久留米市立善導寺小学校	おおつか まりこ 大塚 真理子	久留米市立善導寺小学校
	まつもと ゆきこ 松本 由樹子	久留米市立金丸小学校	まつもと ゆきこ 松本 由樹子	久留米市立金丸小学校
	つかもと なつこ 塚本 奈津子	久留米市立南薰小学校	さとう あかね ※佐藤 茜	久留米市立南薰小学校
	いで かずみ 井手 和美	久留米市立南薰小学校	かわしま あきひろ ※川島 明浩	久留米市立東国分小学校
	ささぶち さおり 笹淵 佐織	久留米市立大善寺小学校	ささぶち さおり 笹淵 佐織	久留米市立大善寺小学校
4条(3)に 該当するその他教 育委員会が必要と 認める者	こばやし はるこ 小林 晴子	こども子育てサポートセンター	こばやし はるこ 小林 晴子	こども子育てサポートセンター
	おおつ かおる 大津 香	こども子育てサポートセンター	おおつ かおる 大津 香	こども子育てサポートセンター

※は本年度改選した委員

○久留米市教育支援委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市教育支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- (1) 障害のある児童生徒の就学に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒に対する就学後の継続的な教育支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒に対する継続的な教育支援のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることがある。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○学校教育法施行令（抜粋）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第 3 1 号議案

久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井上 謙介

提案理由

久留米市学校給食運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市学校給食運営審議会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、下記の者を久留米市学校給食運営審議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) 学識経験者	安倍 ちか あべ ちか	九州栄養福祉大学	
	梅木 陽子 うめき ようこ	福岡女子大学	
(2) 保護者代表	最所 真理 さいしょ まり	久留米市小・中学校 PTA連合協議会	令和7年8月1日 から 令9年7月31日 まで
	田中 理恵子 たなか りえこ	久留米市小・中学校 PTA連合協議会	
(3) 小学校校長会、中学校校長会及び栄養教諭の代表	江島 陽子 えしま ようこ	久留米市立 金島小学校	令和7年8月1日 から 令9年7月31日 まで
	末次 正志 すえつぐ まさし	久留米市立 田主丸中学校	
	中野 悅子 なかの えつこ	久留米市立 日吉小学校	
	北村 優衣 きたむら ゆい	久留米市立 城南中学校	
(4) 教育委員会が 適当と認める 者	廣重 宏治 ひろしげ こうじ	J Aくるめ青年部	

久留米市学校給食運営審議会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) 学識経験者	安倍 ちか あべ ちか	九州栄養福祉大学	安倍 ちか あべ ちか	九州栄養福祉大学
	梅木 陽子 うめき ようこ	福岡女子大学	梅木 陽子 うめき ようこ	福岡女子大学
(2) 保護者代表	最所 真理 さいしょ まり	久留米市小・中学校 PTA連合協議会	最所 真理 さいしょ まり	久留米市小・中学校 PTA連合協議会
	田中 理恵子 たなか りえこ	久留米市小・中学校 PTA連合協議会	田中 理恵子 たなか りえこ	久留米市小・中学校 PTA連合協議会
(3) 小学校校長会、中学校 校長会及び栄 養教諭の代表	江島 陽子 えしま ようこ	久留米市立 金島小学校	江島 陽子 えしま ようこ	久留米市立 金島小学校
	末次 正志 すえつぐ まさし	久留米市立 田主丸中学校	末次 正志 すえつぐ まさし	久留米市立 田主丸中学校
	中野 慶子 なかの えつこ	久留米市立 日吉小学校	中野 慶子 なかの えつこ	久留米市立 日吉小学校
	北村 優衣 きたむら ゆい	久留米市立 城南中学校	北村 優衣 きたむら ゆい	久留米市立 城南中学校
(4) 教育委員 会が適當と認 める者	廣重 宏治 ひろしげ こうじ	J Aくるめ青年部	廣重 宏治 ひろしげ こうじ	J Aくるめ青年部

[委員任期] 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで（2年間）

○久留米市学校給食運営審議会規則（抜粋）

令和5年3月31日
久留米市教育委員会規則第7号

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 小学校校長会、中学校校長会及び栄養教諭の代表
- (4) 前各号に掲げる者のか、教育委員会が適当と認めるもの

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和7年7月24日

教育長 井上謙介

提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱の
臨時代理について

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について、
別紙のとおり教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求める
。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	かわしま 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	
	きのした 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	
(2) 社会教育の関係者	とりごえ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	ぎょうとく 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	
	えがみ 江上 昭子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	たけのや 武谷 利佳	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	さとう 佐藤 佐和香	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	くが 久我 敏博	久留米連合文化会	
	ふかがわ 深川 剛	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	いまむら 今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク	
	かわなみ 川波 由臣	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
(3) 学校教育の関係者	とよだ 豊田 嘉代	久留米市小学校長会	
	たなか 田中 雅信	久留米市中学校長会	
(4) 学識経験者	よしたけ 吉武 憲治	久留米市議会	
	きくたけ 菊竹 章剛	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	
(5) その他教育委員会が必要と認める者	いさき 伊崎 より子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	

久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1)センターの利用者	かわしま てつお 川島 哲夫	センター登録団体 ジュピター（卓球同好会）	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	いのうえ のりこ 井上 範子	センター登録団体 女声合唱団コールタンポポ	
	しもだ あさこ 下田 麻子	センター登録団体 久留米かるた会	
(2)社会教育の関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	いなます ひさゆき 稻益 久之	(公財)久留米市スポーツ協会	
(3)学校教育の関係者	たなか まさのぶ 田中 雅信	久留米市中学校長会	
(4)学識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会	
	ふじむら やよい 藤村 やよい	前 久留米信愛短期大学 客員教授	
(5)その他教育委員会が必要と認める者	はら えいじ 原 英治	久留米市子ども未来部青少年育成課	

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協会	
	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カル・スポクラブ	
(2) 社会教育の関係者	たごもり みちひろ 田籠 道博	田主丸地域校区まちづくり 興会連絡会議	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	ごとう せいしろう 後藤 誠志郎	久留米市1ブロック 小中PTA協議会	
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	
	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興協会	
	きたがわ かずこ 北川 和子	田主丸町商工会	
	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	
(3) 学校教育の関係者	がもう よしこ 蒲生 好子	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会	
(4) 学識経験者	こが 古賀 としかず	久留米市議会	

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」	
	みつます けいこ 光益 啓子	スポーツジテニス 「いきいきニュースポーツ」	
	いなだ きみこ 稻田 貴美子	大正琴「マーガレット」	
	おにき けんじ 鬼木 健治	北野創作太鼓「轍」	
(2) 社会教育の関係者	たかお ただお 高尾 忠男	北野校区まちづくり振興会	令和7年7月1日 から
	くろき まさあき 黒木 正明	北野校区まちづくり振興会	令和9年6月30日 まで
	わきだ あつし 脇田 篤	久留米市北野町文化協会	
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市北野女性の会	
	うちだ しげよし 内田 重義	北野町老人クラブ連合会	
	こつぼ りょうこ 小坪 亮子	北野中学校PTA	
	のぐち ゆかえ 野口 友加江	大城小学校PTA	
(3) 学校教育の関係者	たなか まさのぶ 田中 雅信	北野中学校	
	えしま ようこ 江島 陽子	金島小学校	
(4) 学識経験者	よしとみ たくみ 吉富 巧	久留米市議会	

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	ちよじま けん 千代島 賢	久留米南部商工会	
	えぐち まちこ 江口 真知子	福岡大城農業協同組合	
	ごとう ちあき 後藤 千秋	グラスアートの会	
(2) 社会教育の関係者	しごよう ようこ 執行 洋子	城島文化協会	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	さかい やすこ 坂井 保子	城島町老人クラブ連合会	
	いでのり ひでのり 井手 秀則	久留米市城島町PTA連絡会	
(3) 学校教育の関係者	じょうご まさこ 城後 昌子	城島小中学校長会	
	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園	
(4) 学識経験者	いけだ ひろし 池田 宏	城島地域校区まちづくり連絡会議	
	ほりた こうたろう 堀田 洋太朗	久留米市議会	

久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1)センターの利用者	内田 すなを	三潴文化協会	令和7年7月1日 から 令和9年6月30日 まで
	喜田 好香	三潴文化協会	
	稻田 善嗣	三潴町尚寿会	
	渡邊 美也子	三潴町レクリエーション協会	
(2)社会教育の関係者	幸山 裕美	三潴町小学校父母教師会連絡会	
(3)学校教育の関係者	新谷 祥生	久留米市立三潴中学校	
	堤 裕美	久留米市立三潴小学校	
(4)学識経験者	永田 一伸	久留米市議会	
	田中 俊博	元久留米市代表監査委員	
(5)その他教育委員会が必要と認める者	山下 和代	三潴体育振興協会	
	立石 精二	犬塚校区まちづくり振興会	
	原武 千津子	三潴校区まちづくり振興会	
	猿渡 勉	西牟田校区まちづくり振興会	
	吉武 富男	三潴地区民生委員・児童委員協議会	

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	かわしま 川島 よしこ 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	かわしま 川島 よしこ 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会
	きのした 木下 ひとし 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	きのした 木下 ひとし 等	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2) 社会教育の関係者	とりごえ 鳥越 ただひろ 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	とりごえ 鳥越 ただひろ 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	ぎょうとく 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	ぎょうとく 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	えがみ 江上 あきこ 昭子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	えがみ 江上 あきこ 昭子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	おくだ 奥田 なおみ 直美	久留米市小・中学校PTA連合協議会	たけのや ※武谷 利佳	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	にしむら 西村 りえ 理恵	久留米市小・中学校PTA連合協議会	さとう ※佐藤 佐和香	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	くが 久我 としひろ 敏博	久留米連合文化会	くが 久我 としひろ 敏博	久留米連合文化会
	ふかがわ 深川 つよし 剛	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	ふかがわ 深川 つよし 剛	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	かさの 笠野 みき 美紀	久留米男女平等推進ネットワーク	いまむら 今村 みえこ 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク
	かわなみ 川波 よしおみ 由臣	福岡県教育庁北筑後教育事務所	かわなみ 川波 よしおみ 由臣	福岡県教育庁北筑後教育事務所
(3) 学校教育の関係者	ここのえ 九重 真由美	久留米市小学校長会	とよだ ※豊田 嘉代	久留米市小学校長会
	たなか 田中 まさのぶ 雅信	久留米市中学校長会	たなか 田中 まさのぶ 雅信	久留米市中学校長会
(4) 学識経験者	さとう 佐藤 しょうじ 晶二	久留米市議会議員	よしたけ ※吉武 けんじ 憲治	久留米市議会議員
	きくたけ 菊竹 しょうごう 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会	きくたけ 菊竹 しょうごう 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会
(5) その他教育委員会が必要と認める者	いざき 伊崎 より子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	いざき 伊崎 より子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会

※は新任委員

久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1)センターの利用者	齊藤 三和 さいとう みわ	センター登録団体 アハロハ (フラダンス)	※川島 哲夫 かわしま てつお	センター登録団体 ジュピター (卓球)
	前原 寿代 まえはら ひさよ	センター登録団体 遊技団ごっこ ばざーる	※井上 範子 いのうえ のりこ	センター登録団体 女声合唱団コールタンポポ
	田中 美穂 たなか みほ	センター登録団体 ちくごチアリーディングクラブ	※下田 麻子 しもだ あさこ	センター登録団体 久留米かるた会
(2)社会教育の関係者	行徳 淳子 ぎょうとく じゅんこ	久留米市子ども会 連合会	行徳 淳子 ぎょうとく じゅんこ	久留米市子ども会 連合会
	野田 秀樹 のだ ひでき	(公財) 久留米市 スポーツ協会	※稻益 久之 いなます ひさゆき	(公財) 久留米市 スポーツ協会
(3)学校教育の関係者	田中 雅信 たなか まさのぶ	久留米市中学校長会	田中 雅信 たなか まさのぶ	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	権藤 智喜 ごんじゅう ともき	久留米市議会	※堺 太一郎 さかい たいちろう	久留米市議会
	藤村 やよい ふじむら やよい	前 久留米信愛短期 大学 客員教授	藤村 やよい ふじむら やよい	前 久留米信愛短期 大学 客員教授
(5)その他教育委員会が必要と認める者	原 英治 はら えいじ	久留米市子ども未来 部青少年育成課	原 英治 はら えいじ	久留米市子ども未来 部青少年育成課

※は新任委員

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1)センターの利用者	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協会	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協会
	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カル・スポーツクラブ	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カル・スポーツクラブ
(2)社会教育の関係者	たかお ひろたか 高尾 博忠	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議	※たごもり みちひろ 田籠 道博	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議
	いいだ たかし 飯田 隆志	久留米市1フロック 小中PTA協議会	※ごとう せいしろう 後藤 誠志郎	久留米市1フロック 小中PTA協議会
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議 会	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議 会
	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興協 会	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興協 会
	きたがわ かずこ 北川 和子	田主丸町商工会	きたがわ かずこ 北川 和子	田主丸町商工会
	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会
(3)学校教育の関係者	その き せいこ 園木 聖子	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡 会	※がもう よしこ 蒲生 好子	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡 会
(4)学識経験者	こが としかず 古賀 としかず	久留米市議会	こが としかず 古賀 としかず	久留米市議会

※は新任委員

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」
	みつます けいこ 光益 啓子	スポンジテニス「いきいき ニュースポーツ」	みつます けいこ 光益 啓子	スポンジテニス「いきいき ニュースポーツ」
	いなだ きみこ 稻田 貴美子	大正琴「マーガレット」	いなだ きみこ 稻田 貴美子	大正琴「マーガレット」
	わきだ あつし 脇田 篤	北野創作太鼓「轍」	おにき けんじ ※鬼木 健治	北野創作太鼓「轍」
(2) 社会教育の 関係者	いのうえ まさあき 井上 正明	金島校区まちづくり振興 会	たかお ただお ※高尾 忠男	北野校区まちづくり振興 会
	いのくち ゆかり 井口 ゆかり	金島校区まちづくり振興 会	くろき まさあき ※黒木 正明	北野校区まちづくり振興 会
	なぎの としみつ 蘿野 敏光	久留米市北野町文化協会	わきだ あつし ※脇田 篤	久留米市北野町文化協会
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市北野女性の会	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市北野女性の会
	ぎょうとく のりこ 行徳 ノリ子	北野町老人クラブ連合会	うちだ しげよし ※内田 重義	北野町老人クラブ連合会
	たなか のぞみ 田中 のぞみ	北野中学校 P T A	こつぼ りょうこ ※小坪 亮子	北野中学校 P T A
	ふじかわ てるみ 藤川 照美	金島小学校 P T A	のぐち ゆかえ ※野口 友加江	大城小学校 P T A
(3) 学校教育の 関係者	たなか まさのぶ 田中 雅信	北野中学校	たなか まさのぶ 田中 雅信	北野中学校
	ごんどう あきお 權藤 昭雄	弓削小学校	えしま ようこ ※江島 陽子	金島小学校
(4) 学識経験 者	まつおか やすはる 松岡 保治	久留米市議会	よしとみ たくみ ※吉富 巧	久留米市議会

※は、新任委員

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟
	しげまつ ゆきと 重松 幸登	久留米南部商工会	ちよじま けん ※千代島 賢	久留米南部商工会
	さとう あいこ 佐藤 愛子	福岡大城農業協同組合	えぐち まちこ ※江口 真知子	福岡大城農業協同組合
	—	—	ごとう ちあき ※後藤 千秋	グラスアートの会
(2) 社会教育の関係者	さかい ふみこ 境 二三子	城島文化協会	—	—
	しげよう ようこ 執行 洋子	城島文化協会	しげよう ようこ 執行 洋子	城島文化協会
	たていし みつき 立石 光記	三潴文化協会	—	—
	のと まどか 納戸 圓子	城島町老人クラブ 連合会	さかい やすこ ※坂井 保子	城島町老人クラブ 連合会
	うちだ あきこ 内田 明子	久留米市城島町P T A連 絡会	いでのり ひでのり ※井手 秀則	久留米市城島町P T A連 絡会
(3) 学校教育の関係者	くにとも けん 國友 謙	城島小中学校長会	じょうご まさこ ※城後 昌子	城島小中学校長会
	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園
(4) 学識経験者	いけぐち たかし 池口 隆	城島地域校区まちづくり 連絡会議	いけだ ひろし ※池田 宏	城島地域校区まちづくり 連絡会議
	ほりた こうたろう 堀田 洸太朗	久留米市議会	ほりた こうたろう 堀田 洸太朗	久留米市議会

※は、新任委員

久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1)センターの利用者	うちだ 内田 すなを	三潴文化協会	うちだ 内田 すなを	三潴文化協会
	きだ 喜田 よしか	三潴文化協会	きだ 喜田 よしか	三潴文化協会
	ひらお 平尾 光位	三潴町尚寿会	いなだ ※稻田 よしつぐ 善嗣	三潴町尚寿会
	わたなべ 渡邊 みやこ 美也子	三潴町レクリエーション協会	わたなべ 渡邊 みやこ 美也子	三潴町レクリエーション協会
(2)社会教育の関係者	まつお 松尾 かずとし 一敏	三潴町小中学校父母教師会連絡会	こうやま ※幸山 ひろみ 裕美	三潴町小学校父母教師会連絡会
(3)学校教育の関係者	しんたに 新谷 よしお 祥生	久留米市立三潴中学校	しんたに 新谷 よしお 祥生	久留米市立三潴中学校
	いけすえ 池末 エリコ 恵理子	久留米市立西牟田小学	つつみ ※堤 ひろみ 裕美	久留米市立三潴小学校
(4)学識経験者	ながた 永田 かずのぶ 一伸	久留米市議会	ながた 永田 かずのぶ 一伸	久留米市議会
	たなか 田中 としひろ 俊博	元久留米市代表監査委員	たなか 田中 としひろ 俊博	元久留米市代表監査委員
(5)その他教育委員会が必要と認める者	やました 山下 かずよ 和代	三潴体育振興協会	やました 山下 かずよ 和代	三潴体育振興協会
	たていし 立石 せいじ 精二	犬塚校区まちづくり振興会	たていし 立石 せいじ 精二	犬塚校区まちづくり振興会
	はなだ 花田 あつこ 厚子	三潴校区まちづくり振興会	はらたけ ※原武 ちづこ 千津子	三潴校区まちづくり振興会
	さるわたり 猿渡 つとむ 勉	西牟田校区まちづくり振興会	さるわたり 猿渡 つとむ 勉	西牟田校区まちづくり振興会
	ながた 永田 くにか 邦香	西牟田地区民生委員・児童委員協議会	よしたけ ※吉武 とみお 富男	三潴地区民生委員・児童委員協議会
	さかい 境 ふみこ 二三子	城島文化協会	—	—

※は、新任委員

○ 久留米市生涯学習センター条例（抜粋）

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

（運営委員会の設置）

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三瀬生涯学習センター	久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（抜粋）

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（定数）

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15人以内

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第33号議案

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和7年7月24日

教育長 井上謙介

提案理由

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について、別紙のとおり教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則（平成17年久留米市教育委員会規則第35号）第3条の規定により、下記の者を久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	おの 小野 里江	城島町保育園連盟	
	えがみ 江上 慶子	グループ野火	
	はら 原 嘉道	クラシックギターサークル	
(2) 天体に深い関心と知識を持つ者	にしやま 西山 浩一	城島天文台ボランティア	
	かまち 蒲池 稔	城島天文台ボランティア	
	はた 波多 英寛	国立大学法人熊本大学	
(3) 学識経験者	ほりた 堀田 こうたろう 洸太朗	久留米市議会	令和7年7月1日 から
	もり 森 たけあき 剛昭	城島小中学校長会	令和9年6月30日 まで
(4) その他教育委員会が必要と認める者	まつのぶ 松延 まさお 政雄	城島地域校区 まちづくり連絡会議	
	みつざき 光崎 ゆかり 由香利	久留米市城島町P.T.A連絡会	
	えぐち 江口 まちこ 真知子	福岡大城農業協同組合	
	まつだ 松田 しきえ シクエ	久留米南部商工会	
	ふじた 藤田 のぞみ 希	福岡県立三潴高等学校	
	くましろ 神代 えいこ 英子	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	おの 小野 里江	城島町保育園連盟	おの 小野 里江	城島町保育園連盟
	えがみ 江上 慶子	グループ野火	えがみ 江上 慶子	グループ野火
	はら 原 嘉道	クラシックギターサークル	はら 原 嘉道	クラシックギターサークル
(2) 天体に深い関心と知識を持つ者	にしやま 西山 浩一	城島天文台ボランティア	にしやま 西山 浩一	城島天文台ボランティア
	かまち 蒲池 稔	城島天文台ボランティア	かまち 蒲池 稔	城島天文台ボランティア
	はた 波多 英寛	国立大学法人熊本大学	はた 波多 英寛	国立大学法人熊本大学
(3) 学識経験者	ほりた 堀田 洸太朗	久留米市議会	ほりた 堀田 洸太朗	久留米市議会
	じょうご 城後 昌子	城島小中学校長会	もり ※森 たけあき 剛昭	城島小中学校長会
(4) その他教育委員会が必要と認める者	—	城島地域校区 まちづくり連絡会議	まつのぶ ※松 延 まさお 政雄	城島地域校区 まちづくり連絡会議
	うちだ 内田 明子	久留米市城島町P.T.A連絡会	みつざき ※光崎 ゆかり 由香利	久留米市城島町P.T.A連絡会
	さとう 佐藤 愛子	福岡大城農業協同組合	えぐち ※江口 まちこ 真知子	福岡大城農業協同組合
	まつだ 松田 しきえ	久留米南部商工会	まつだ 松田 しきえ	久留米南部商工会
	ふじた 藤田 のぞみ	福岡県立三潴高等学校	ふじた 藤田 のぞみ 希	福岡県立三潴高等学校
	さかい 酒井 香	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	くましろ ※神代 えいこ 英子	久留米市協働推進部 男女平等推進センター

※は新任委員

○久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則（抜粋）

平成17年2月4日

久留米市教育委員会規則第35号

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例（平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により置かれた久留米市城島ふれあいセンター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（平27教規則4・一部改正）

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市城島ふれあいセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平27教規則4・一部改正）

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 天体に深い関心と知識を持つ者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（平27教規則4・一部改正）

○久留米市城島ふれあいセンター条例（抜粋）

平成16年12月28日

久留米市条例第112号

（運営委員会）

第15条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市城島ふれあいセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平27条例48・旧第13条繰下・一部改正）

第34号議案

久留米市社会教育委員の委嘱の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和7年7月24日

教育長 井上謙介

提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市社会教育委員の委嘱の臨時代理について

久留米市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市社会教育委員の委嘱について

久留米市社会教育委員条例（昭和 36 年久留米市条例第 11 号）第 3 条の規定により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
学校教育関係者	小西 郁美	久留米市小学校長会	令和 7 年 7 月 1 日 から
社会教育関係者	稻益 久之	久留米市スポーツ協会	令和 8 年 11 月 30 日 まで
	池田 耕平	久留米市小・中学校 PTA 連合協議会	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
学校教育関係者	よしだ 吉田 寿代	久留米市小学校長会	こにし ※小西 郁美	久留米市小学校長会
社会教育関係者	たなか 田中 幹雄	久留米市校区まちづくり連絡協議会	たなか 田中 幹雄	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	おおくぼ 大久保 康博	久留米市子ども会連合会	おおくぼ 大久保 康博	久留米市子ども会連合会
	ながまつ 永松 千枝	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	ながまつ 永松 千枝	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	さむら 左村 繼美	久留米市小・中学校P T A連合協議会	いけだ ※池田 耕平	久留米市小・中学校P T A連合協議会
	の だ 野田 秀樹	公益財団法人久留米市スポーツ協会	いなます ※稻益 久之	公益財団法人久留米市スポーツ協会
家庭教育関係者	いなます 稻益 英子	久留米市民生委員児童委員協議会	いなます 稻益 英子	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	ながの 長野 哲	久留米市議会	ながの 長野 哲	久留米市議会
	えむら 江村 理奈	久留米大学	えむら 江村 理奈	久留米大学
	なりた 成田 聖	久留米工業大学	なりた 成田 聖	久留米工業大学

※は新任委員

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 5 号議案

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命又は委嘱
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命又は委嘱
について

久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則（令和元年久留米市教育委員会規則第5号）第4条の規定により、下記の者を久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
学識経験者	あかし よしひこ 赤司 善彦	大野城こころのふる さと館	令和7年8月1日 から 令和9年7月31日 まで
	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部	
	まつおか たかひろ 松岡 高弘	有明工業高等専門学校（名誉教授）	
	だんじょう たつお 段上 達雄	別府大学（名誉教授）	
	ながまつ よしひろ 永松 義博	南九州大学（名誉教授）	
	こが まさみ 古賀 正美	九州大谷短期大学	
市の区域内の 公共的団体の 役員及び職員	あなみ えいぞう 穴見 英三	久留米商工会議所	
商工、観光、 まちづくり団 体等の関係者	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	やつぎ えみこ 矢次 恵美子	NPO法人久留米ブランド研究会	
福岡県職員	おかべ るい 岡部 るい	福岡県立美術館	
市職員	はくたに めぐみ 箔谷 恵	久留米市市民文化部 文化振興課	
教育委員会が 特に必要と認 める者	まつえだ さよこ 松枝 小夜子	重要無形文化財久留 米絣技術保持者会	
	たていし まさふみ 立石 雅文	草野風流保存会	

久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員 新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属	氏名	所属
学識経験者	あかし よしひこ 赤司 善彦	大野城こころのふるさと館	あかし よしひこ 赤司 善彦	大野城こころのふるさと館
	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部
	まつおか たかひろ 松岡 高弘	有明工業高等専門学校 (名誉教授)	まつおか たかひろ 松岡 高弘	有明工業高等専門学校 (名誉教授)
	だんじょう たつお 段上 達雄	別府大学 (名誉教授)	だんじょう たつお 段上 達雄	別府大学 (名誉教授)
	ながまつ よしひろ 永松 義博	南九州大学 (名誉教授)	ながまつ よしひろ 永松 義博	南九州大学 (名誉教授)
	こが まさみ 古賀 正美	九州大谷短期大学	こが まさみ 古賀 正美	九州大谷短期大学
市の区域内の公共的団体の役員及び職員	あなみ えいぞう 穴見 英三	久留米商工会議所	あなみ えいぞう 穴見 英三	久留米商工会議所
商工、観光、まちづくり団体等の関係者	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	やつぎ えみこ 矢次 恵美子	NPO法人久留米ブランド研究会	やつぎ えみこ 矢次 恵美子	NPO法人久留米ブランド研究会
福岡県職員			おかべ ※岡部 るい	福岡県立美術館
市職員	もりやま ゆきこ 森山 有希子	久留米市市民文化部生涯学習推進課	はくたに めぐみ ※箔谷 恵	久留米市市民文化部文化振興課
教育委員会が特に必要と認める者	まつえだ さよこ 松枝 小夜子	重要無形文化財久留米絣技術保持者会	まつえだ さよこ 松枝 小夜子	重要無形文化財久留米絣技術保持者会
	たていし まさふみ 立石 雅文	草野風流保存会	たていし まさふみ 立石 雅文	草野風流保存会

※は新委員

○久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則（抜粋）

令和元年 7 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 5 号

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 福岡県職員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 商工、観光、まちづくり団体等の関係者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 6 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年久留米市条例第35号）第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
市議会	山田 貴生 やまだ たかお	久留米市議会	令和7年8月1日 から 令和7年12月31日 まで

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R7.8.1~)			
	氏名	所属	氏名	所属		
学識経験者	みぎた 右田	たかし 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた 右田	たかし 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
	ゆきざね 行實	てっぺい 鉄平	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	ゆきざね 行實	てっぺい 鉄平	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
市議会	くさば 草場	きみはる 公晴	久留米市議会	くさば 草場	きみはる 公晴	久留米市議会
	やまさき 山崎	ケブン	久留米市議会	やまさき 山崎	ケブン	久留米市議会
	さかた 坂田	みつひろ 光弘	久留米市議会	※ 山田	たかお 貴生	久留米市議会
学校体育	たなか 田中	まさのぶ 雅信	久留米市中学校体育連盟	たなか 田中	まさのぶ 雅信	久留米市中学校体育連盟
	やの 矢野	くにひこ 邦彦	久留米市立南小学校	やの 矢野	くにひこ 邦彦	久留米市立南小学校
関係団体等	たてやま 豊山	はつみ 初美	久留米市バレーボール協会	たてやま 豊山	はつみ 初美	久留米市バレーボール協会
	つかもと 塚本	みゆき 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと 塚本	みゆき 深雪	久留米市剣道連盟
	たなか 田中	たかこ 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか 田中	たかこ 太嘉子	久留米市カヌー協会
	なかむら 中村	ともみ 智美	総合型地域スポーツクラブ	なかむら 中村	ともみ 智美	総合型地域スポーツクラブ
	いなます 稻益	ひさゆき 久之	(公財) 久留米市スポーツ 協会	いなます 稻益	ひさゆき 久之	(公財) 久留米市スポーツ 協会
その他市長 が特に必要 と認めた者	いで 井手	ひろし 浩	障害者スポーツ指導員	いで 井手	ひろし 浩	障害者スポーツ指導員
	たなか 田中	きみよ 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか 田中	きみよ 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	こが 古賀	きみこ 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	こが 古賀	きみこ 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	まつふじ 松藤	のりこ 倫子	健康運動指導士	まつふじ 松藤	のりこ 倫子	健康運動指導士
	ひろまつ 廣松	かずみ 和美	久留米市市民文化部	ひろまつ 廣松	かずみ 和美	久留米市市民文化部

※は新委員

○ スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）<抜粋>

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ 久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月14日久留米市条例第35号）<抜粋>

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- （1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 3 7 号 議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 24 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の辞任等に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例（昭和57年久留米市条例第13号）第2条の規定により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
学校教育の関係者	池田 香保里 いけだ かほり	久留米市小学校長会	
学校教育の関係者	江頭 信人 えがしら のぶひと	久留米市中学校長会	
学校教育の関係者	井上 淳郎 いのうえ じゅんろう	筑後地区公立高等学校等校長協会	令和7年8月1日 から 令和8年6月30日 まで
学識経験のある者	藤林 詠子 ふじばやし えいこ	久留米市議会	
学識経験のある者	百鳥 直樹 ももどり なおき	久留米大学	
学識経験のある者	太郎丸 仁 たろうまる ひとし	福岡県立図書館	

久留米市立図書館協議会委員 新旧対照表 (案)

旧委員名簿			新委員名簿		
区分	氏名	役職名または所属	区分	氏名	役職名または所属
学校教育の関係者	ともの 友野 優里	久留米市私立幼稚園協会	学校教育の関係者	ともの 友野 優里	久留米市私立幼稚園協会
	さかい 堀 麻由美	久留米市小学校長会		いけだ 池田 香保里	久留米市小学校長会
	おおつる 大鶴 浩子	久留米市中学校長会		えがしら 江頭 信人	久留米市中学校長会
	なかしま 中島 敦雄	筑後地区公立高等学校等校長協会		いのうえ 井上 淳郎	筑後地区公立高等学校等校長協会
社会教育の関係者	ながまつ 永松 千枝	久留米男女平等推進ネットワーク	社会教育の関係者	ながまつ 永松 千枝	久留米男女平等推進ネットワーク
	とりごえ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会		とりごえ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	いなます 稲益 英子	久留米市社会教育委員		いなます 稲益 英子	久留米市社会教育委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	たかやま 高山 きよみ	図書館ボランティア (北野図書館)	家庭教育の向上に資する活動を行う者	たかやま 高山 きよみ	図書館ボランティア (北野図書館)
	とみた 富田 はるみ 春美	図書館ボランティア (城島図書館)		とみた 富田 はるみ 春美	図書館ボランティア (城島図書館)
	きくち 菊地 やすみ 安美	図書館ボランティア (音訳)		きくち 菊地 やすみ 安美	図書館ボランティア (音訳)
	つかもと 塚本 たかし 高士	久留米市保育協会		つかもと 塚本 たかし 高士	久留米市保育協会
学識経験のある者	やまだ 山田 貴生	久留米市議会	学識経験のある者	ふじばやし 藤林 詠子	久留米市議会
	ながとし 永利 和則	福岡女子短期大学		ながとし 永利 和則	福岡女子短期大学
	たまおか 玉岡 兼治	久留米大学		ももどり 百鳥 直樹	久留米大学
	やまの 山野 孝	福岡県立図書館		たろうまる 太郎丸 仁	福岡県立図書館
	うめの 梅野 智美	九州大谷短期大学		うめの 梅野 智美	九州大谷短期大学

※は新任委員

※任期は令和8年6月30日まで

○久留米市立図書館協議会条例（抜粋）

昭和57年3月29日
久留米市条例第13号

（趣旨及び設置）

第1条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第2条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

（委員の定数）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価報告書（令和6年度分）について

1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成20年度（平成19年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

3 報告書の概要

項目	概要
1 はじめに	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。
2 点検及び評価の実施手法	
3 教育委員会の権限に属する事務の状況	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。
4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	教育行政の具体的な事務の執行状況について、令和5年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。なお、施策ごとに以下の構成としている。
【報告書の構成】	
施策ごと	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取組の概要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和6年度に実施した事業の概要及び評価</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点事業シート</div> </div> </div>
5 点検・評価に関する学識経験者からの意見	学識経験者2名の意見を掲載。

4 今年度に意見を徵取する学識経験者（案）

氏名	現在の役職等	備考
喜多 加実代 氏	福岡教育大学 教授	平成30年度から8回目の依頼
貴志 優子 氏	福岡教育大学 教授 附属学校副部長（久留米地区統括担当）	令和5年度から3回目の依頼

5 今後のスケジュール（予定）

- 8月上旬 ・・・・・・ 学識経験者へ、教育委員からの意見を反映した報告書を送付
9月上旬 ・・・・・・ 学識経験者からの意見書の徵取
9月（定例会）・・・・・・ 教育委員会審議
10月 ・・・・・・ 議会報告（教育民生常任委員会）

教育委員会後援事業等に関する報告

※区分の★は新規に申請があつたもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和7年7月27日(日)9:30~17:30 7月28日(月)9:30~17:30 令和8年3月22日(日)9:30~17:30	子ども人権プロジェクト(居場所)	子どもの人権を考える会	えーるピア久留米 210・211研修室	後援★	学校教育課
2	令和7年6月…14日15日21日22日 令和7年10月…11日・12日・18日・19日 令和8年2月…14日・15日・21日・22日	まるごと通信制フェスタ2025年度版 in福岡エリア	株式会社リクメディア	オンライン開催(ZOOMを使用します)	後援	学校教育課
3	令和8年2月20日～令和8年3月9日	久留米広域消防本部防火ボス ターコンクール	久留米広域消防本部	ゆめタウン久留米1階・各 総合支所	後援	学校教育課
4	審査日:令和7年11月26日12:00~17:00 展示期間:令和8年2月4日~10日	福岡県小学校児童画展	久留米市小学校图画工作教 育研究会	久留米市美術館	後援	学校教育課
5	令和7年6月11日10:00~17:00	久留米市青少年育成市民会 議	久留米市青少年育成市民会 議	北野生涯学習センター 大 ホール	共催	学校教育課
6	(作品募集期間)令和7年6月1日～8月31日 (最終審査会)令和7年11月15日	全国小中学生動画コンテスト FULMA Creator Awards 2025	FULMA株式会社	日本化学未来館7階 未来 館ホール	後援★	学校教育課
7	令和7年12月13日10:30~15:30 令和7年12月14日10:30~15:30	第36回MOA美術館筑後児童作 品展	MOA美術館筑後児童作品展 実行委員会	久留米市美術館1階展示 室	後援	学校教育課
8	令和7年7月6日～令和8年2月15日 全6回 10:00～12:00 8月・1月のみ12:00から座談会	発達障害理解促進事業	gocochi-Next	久留米ビジネスプラザ・ えーるピア久留米・オンライ ン配信	後援	学校教育課
9	令和7年8月7日9:30～16:00	筑後地区小学校音楽教育研究会 夏期実技講習会	筑後地区小学校音楽教育研 究会	久留米市立高良内小学校 グリーンホール	後援	学校教育課
10	令和7年1月30日9:00～15:00	第60回 筑後地区小学校音楽祭	筑後地区小学校音楽教育研 究会	石橋文化センター(大ホー ル)	後援	学校教育課
11	令和7年7月26日12:00～17:30	7月例会 みらくるフェスタ～未 来のリーダーたちの挑戦～	一般社団法人 久留米青年 会議所	久留米シティプラザ5階 大 会議室1	後援	学校教育課
12	令和7年7月26日 10:30～16:15 令和7年8月 9日 10:30～16:15	病院探検隊2025	医療法人聖峰会 田主丸中 央病院	医療法人聖峰会 田主丸 中央病院	後援	学校教育課
13	令和8年1月13日10:00～1月18日17:00	令和7年度デザインコンペ・絵は がきコンクール合同展	福岡県高等学校芸術・文化 連盟	久留米市美術館	共催	学校教育課
14	令和7年8月11日9:15～15:00	みんなの宿題教室2025	高等教育コンソーシアム久 留米	久留米大学御井キャンパ スつながるめ	後援	学校教育課
15	R7年10月21日～10月26日(入賞作品展示期 間)	2025(第31回)都市ビル環境の日 第18回子ども絵画コンクール	公益社団法人福岡県ビルメ ンテナンス協会	久留米市一番街多目的 ギャラリー	後援	学校教育課
16	令和7年8月2日12:30～16:30	令和7年度福岡県生活科・総合的 学習教育学会夏季研修会	福岡県生活科・総合的学習 教育学会	久留米シティプラザ	後援★	学校教育課
17	令和7年9月6日13:00～16:30	こんな高校・居場所があつたんだ フェス	ちくご地域ユースサポート不 登校支援部会	九州大谷短期大学	後援	学校教育課
18	令和7年9月21日10:00～12:00	暮らしにプラス薬知恵講座2025	一般社団法人 久留米三井 薬剤師会	久留米シティプラザ4階中 会議室	後援	学校教育課
19	令和7年7月12日9:30～15:30	段ボールハウスづくりとキッズマ ネスクール	ASURA	久留米工業大学100号館9 階多目的ホール	後援★	学校教育課
20	令和7年12月13日13:30～14:30	第32回「小さな親切」作文コン クール	くるめ「小さな親切」運動の会	筑邦銀行本店3階大ホール	後援	学校教育課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
21	令和7年8月23日14:00～16:30	第32回 みのう音楽祭	みのう音楽祭実行委員会	うきは市文化会館「白壁ホール」	後援	田主丸事務所
22	令和7年6月28日 ①9:00～12:00 ②13:00～16:00	そよ風ホール未来の芸術家応援プログラム	そよ風ホール企画運営事業実行委員会	久留米市立田主丸中学校	後援★	田主丸事務所
23	令和7年6月21日(土)10:00～ 6月22日(日)16:00	TJCアドベンチャーキャンプ	一般社団法人TJC教育サポート	リーダーハウス(久留米市山本町)付近	後援	生涯学習推進課
24	令和7年8月1日(金)、4日(月)、6日(水) 10:00～11:30	「お小遣いの渡し方セミナー」	uruoiラボ	オンライン	後援	生涯学習推進課
25	令和7年9月7日(日) 11:00開演予定	石橋文化センター開園70周年記念プレ事業 こどもオペラ ブレーメンの音楽隊	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
26	令和7年10月22日(水)10:30～12:30 令和7年10月30日(木)10:30～12:30	子どもの才能発見＆お金の勉強会	一般社団法人子育てらす	久留米シティプラザ	後援	生涯学習推進課
27	①令和7年7月19日(土)8:30～21日(月)17:00 ②令和7年8月2日(土)8:30～3日(日)17:00 ③令和7年9月13日(土)8:30～14日(日)17:00	サマーイングリッシュキャンプ2025	こども冒険企画	①佐賀県北山少年自然の家(佐賀県佐賀市富士町大字閑屋514-2 ②国立諫早青少年自然の家(長崎県諫早市白木峰町1109-1) ③リスレスおむた(福岡県大牟田市四ヶ1221)	後援	生涯学習推進課
28	令和8年2月14日(土)～5月24日(日)88日間 開館時間 10:00～17:00(入館は16:30まで) 月曜日休館	久留米市美術館開館10周年記念展 美の新地平—石橋財団アーティゾン美術館のいま	久留米市美術館	久留米市美術館(本館2階)	後援	生涯学習推進課
29	令和7年6月15日(日)11:00～14:00	「あつまれ！かいじゅうの森」	聴覚障害教育支援NPO法人言葉の森くるめ	久留米シティプラザ六角広場	後援	生涯学習推進課
30	【事前研修】 令和7年7月27日(日)10:00～16:00 【本研修】 令和7年8月15日(金)8:30～17日(日)17:00 【事後研修】 令和7年9月7日(日)10:00～16:00	夏休みキャンプ2025	筑後きらめキッズ	【事前研修】サンコア(福岡県筑後市山ノ井889)【本研修】国立諫早青少年自然の家(長崎県諫早市白木峰町1109-1)【事後研修】サンコア(福岡県筑後市山ノ井889)	後援	生涯学習推進課
31	令和7年8月31日(日)11:00～14:00 16:30～18:30	バレエリサイタル「コッペリア」	フジタバレエ研究所	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
32	令和7年7月19日(土)	～親子でおいでよ～ こどもチャレンジ！！	一般社団法人子ども基地局	環境交流プラザ(大会議室)	後援	生涯学習推進課
33	吹奏楽祭:9月14日(日) 合唱祭:9月15日(月祝) アンサンブル・フェスティバル:9月21日(日)いすれも10:00開演	くるめ音楽祭2025	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
34	令和7年 9月20日(土)13:00～15:30(オンライン動画での使用予定期間:令和8年3月末まで)	令和7年度 福岡県がん征圧の集い&働く世代をがんから守る対策推進大会	公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構	明治安田ホール福岡(福岡市博多区西中洲5-6-20)	後援	生涯学習推進課
35	令和7年12月5日(金)～12月8日(月)10:00～17:00 12月6日(土)は～16:00	久留米連合文化会 会員華道展	久留米連合文化会	久留米ビージェイガーデン 岩田屋7・8階エレベーター前	後援	生涯学習推進課
36	令和7年12月28日(日)15:00～17:00	「久留米第九2025」	久留米第九を歌う会	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
37	令和7年7月13日、26日、8月3日、9日、10日、23日、24日、10:00～16:00	ハレルーヤ自由研究	NPO法人 くるぶら	御井校区コミュニティセンター、善導寺コミュニティセンター、その他(御原校区コミュニティセンター、鳥栖市若葉まちづくり推進センター、みやき町こすもす館)	後援	生涯学習推進課
38		2025年度 書き損じハガキ回収プログラム	一般財団法人 カンボジア地雷撤去キャンペーン	市内各地域の小学校、中学校	後援	生涯学習推進課
39	令和7年7月6日(日)13:00～16:00	かぶと虫相撲大会御井場所	NPO法人シニアネット久留米	久留米市シティプラザ六角堂広場	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
40	令和7年10月8日(水)～26日(日)10:00～17:00	令和7年度第74回久留米市総合美術展	久留米市総合美術展実行委員会	久留米市美術館1F	後援	生涯学習推進課
41	令和7年9月21日(日)10:00～12:00	暮らしにプラス薬知恵講座2025	一般社団法人 久留米三井薬剤師会	久留米シティプラザ4階 中会議室	後援	生涯学習推進課
42	令和7年11月9日(日)13:30～16:00	寺田健一郎ギターリサイタル2025	寺田健一郎ギターリサイタル実行委員会	鳥栖市民文化会館 小ホール	後援	生涯学習推進課
43	令和7年12月6日(土)15:00～16:30	令和7年度(第71回)福岡県小児保健研究会・母子保健研修会	福岡県小児保健研究会	久留米大学旭町キャンパス 筑水会館 中会議室	後援	生涯学習推進課
44	令和7年9月21日(日)10:30～17:00	第26回日本太鼓ジュニアコンクール福岡県大会	日本太鼓財団福岡県支部	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援★	生涯学習推進課

ICTの活用による児童生徒・保護者への情報発信等について

1 趣旨

児童生徒や保護者に出される様々なお知らせは、大部分が紙であるため「情報伝達の迅速性」「児童生徒から保護者への情報伝達の確実性」「印刷や仕分け、配布に要する事務負担や経費」で課題がありました。

そこで、昨年度から稼働した「校務支援システム」の機能を活用し、保護者のスマートフォン等に直接データを送信することで、こうした課題の解消を図ります。

2 情報発信等のしくみ

各部局からのお知らせを教育部で定期的に取りまとめ、保護者に配信します。

(1) 児童生徒向け（児童生徒用ポータルサイト）

市立学校の児童生徒が閲覧できる情報サイトです。啓発・イベント情報を掲載します。端末の起動時に自動表示され、児童生徒が日常的に閲覧できます。



(2) 保護者向け（保護者連絡アプリ）

学校と保護者が情報共有できるアプリです。学校からのお知らせが配信されるほか、学校のアンケートにもスマートフォンで回答できます。朝の欠席連絡やプール参加の可否など、保護者から学校への連絡も可能です。

【募集】サガン鳥栖・大分戦のご招待 2025/06/23 12:25
教育ICT推進課(久留米市教育委員会)
保護者の皆様へ
久留米市、久柄市、小郡市、基山町で構成する「筑後川流域クロスロード協議会」では、平成24年に「サガン鳥栖応援宣言」を行っています。
この度、ベストアメニティ株式会社様より、7/12(土) 大分トリニータ戦に久留米市内の小・中学生300人をご招待いただいています。
応募多数の場合は抽選となります。
添付のチラシをご覧いただき、二次元コードよりご応募ください。(二次元コードにリンクを貼っていますので、二次元コードをタップしてください)。
ご応募特約 6月10日(火)
ご確認のほどよろしくお願いいたします。
【募集】サガン鳥栖・大分戦のご招待.pdf

【小1保護者向け】家庭のインターネット環境調査 2025/05/20 17:36
教育ICT推進課(久留米市教育委員会)
締め切り日: 05/29(木) 00:00
保護者各位
久留米市教育委員会 教育ICT推進課が一齊配信しています。学習用端末の持ち帰り学習を進めるにあたり、ご家庭のインターネット環境の調査をさせていただきます。
【回答期間】
5月21日(水)～5月28日(水)
【注意事項】
○無線されているお子様の学年ごとに配信されますので、お手数ですがそれぞれにご回答ください。
※ご回答いただいた情報は在籍校にのみ共有させていただき、第三者へ提供することはありません。
【質問】家庭で学習用端末を使う際、どのような方法でインターネットに接続できますか(複数回答可)
 1. 自宅にWi-Fiがある
 2. スマートフォン等のテザリングで接続できる
 3. 祖父母宅等の自宅外の隣居場所にWi-Fiがある
 4. インターネットに接続できる環境がない

アンケート

回答は自動集計

ふくおか電子申請サービスなど他のアンケートのリンクの貼付も可能

3 想定効果

(1) 紙の印刷・仕分け・配布等に要する負担等を削減

作業時間 年間約 1,200 時間相当 (210 分/件 × 350 件/年)

印刷枚数 年間約 980 万枚相当 (28,000 枚/件 × 350 件/年)

(2) 情報伝達が迅速・確実になり、紙ごみ処分不要

保護者に情報が直接届く

届いた情報の中から必要な情報の検索が可能



ランドセルの底にたまつて保護者に届かないことも

4 備考

- ① 保護者向けは月2回程度の定期配信
- ② 発信する情報は、原則として行政情報や市・市教育委員会の共催・後援事業
- ③ 全校への一斉発信又は学校の種類(小・中・特別支援学校)毎の一斉発信
- ④ 必要に応じて紙による情報発信も一部実施



各学校への配達用の棚
毎日多くの紙が配布されています

5 これまでの主な情報発信例

(1) イベント情報

- ① サガン鳥栖・大分戦の無料招待
- ② 少年の翼研修生追加募集
- ③ ジュニアアスリートスポーツ講習会
- ④ ジュニアICTリーダープログラム

(2) アンケート

- ① 子どもの読書に関するアンケート
- ② 久留米市こども計画の意見募集

